

## 第2部 自然共生社会ぎふづくり

### 1. 生物多様性の確保

#### 取組方針

絶滅の恐れがある野生生物の種類が増加や、地域固有の生態系に影響を及ぼす外来生物の繁殖、さらには、有害野生鳥獣による農林業被害などの課題に対応するため、希少な野生生物の生息地・生育地の保護や、外来生物の防除に向けた取組みのほか、野生鳥獣の保護・個体数の管理に向けた取組みを引き続き進めていきます。

また、生物多様性の確保に関する理解を深めていただくとともに、新たに策定する「生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の保全に向けた取組みの充実を図り、本県の豊かな生態系を着実に次の世代に引き継いでいきます。

#### (1) 野生生物の生息地・生育地の保護

##### 現状と課題

- 本県は、海拔0～3,000メートルまで、非常に変化に富んだ地形を有しており、多種多様な野生生物が生息・生育していますが、人間の活動や開発、過疎化や高齢化に伴う里地里山の手入れ不足、間伐の遅れ、外来種の進入などにより、その生息・生育環境が悪化しています。
- 野生生物の生息地、その他良好な自然環境を形成する地域については、自然環境保全地域に指定していますが、野生生物の生息環境は環境の変化に影響されやすいため、継続的にその動向を把握する必要があります。
- また、健全度が低下した人工林については、間伐により森林内を明るくして下層植生を豊かにするなど、多様な生物が生息・生育できる環境を回復させる必要があります。
- 野生生物の生息、活動区域の拡大に伴い、農林水産物や生活環境に対する被害が増加しています。
- 野生生物の保護を図るためには、人間の生活との両立を図るための対策を講じるとともに、地域住民の理解のもとで地域が一体となった取組みを進めることが必要です。

##### 具体的な施策

- 「生物多様性地域戦略」の策定と推進
  - ・「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の確保や持続的な利用に関する計画を策定し、着実に推進します。また、生物多様性の重要性について、県民への普及啓発に努めます。
- 良好な自然環境の保全
  - ・貴重な生態系を有する自然環境保全地域や自然公園を適正に保全し、野生生物とその生息環境の保護に努めます。
  - ・良好な自然環境や景観を有する地域の保全、野生生物の連続した生息地の確保を図るため、自然環境保全地域や自然公園の指定、あるいはその区域設定等について、国等の関係機関と連携し検討を進めます。
- 自然環境変遷動向調査の実施
  - ・周辺の環境変化の影響を受けやすい野生生物の生息地は、少なくとも5年ごとに、それ以外の生息地についても10年ごとに調査を実施し、適正に保全管理するための基礎資料を整備します。

## ○鳥獣保護区の指定

- ・鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し、重要な生息地を優先的に鳥獣保護区に指定します。また、関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣の共生が図られるように留意します。

## ○岐阜県ワシタカ環境レンジャーの委嘱

- ・猛禽類の密猟や繁殖に支障を及ぼす行為を発見した際の通報や生息情報・生息環境に関する情報の提供など、猛禽類の保護育成を県民協働で進めるため、ワシタカ環境レンジャーを委嘱します。

## ○地域森林計画の推進

- ・「森林法」に基づく地域森林計画で定める森林整備基準に基づき、適切な間伐の実施や生育の悪い人工林の針広混交林への誘導等を進め、野生生物の生息地・生育地の保護を図ります。



針広混交林

## (2) 希少野生動植物の保護

### 現状と課題

- 人間の生活領域の拡大や経済活動によって、希少野生生物の生息・生育環境が悪化しています。
- 平成 22 年度に岐阜県版レッドデータブック（動物編）の改訂を行いました。掲載種数は 330 種と改訂前と比較して 119 種増加しており、今後、これら絶滅の恐れがある野生生物の保護対策を進める必要があります。
- 本県では「岐阜県希少野生生物保護条例」に基づき、絶滅の恐れがある希少野生生物を指定するとともに、その生息地の中から「指定希少野生生物保護区」を指定し、開発等の行為を規制することで、その保護に努めています。
- 今後も希少野生生物の保護を着実に進めるためには、生息・生育の実態に関する詳細な調査が必要です。また、地域住民の理解のもと、地域が一体となった保全、保護の取組みを進める必要があります。
- また、外来種や国内移入種による捕食、生息・生育環境の変化から、地域固有の野生動植物を守る必要があります。

### 具体的な施策

- 野生生物保護推進員制度の活用
  - ・野生生物保護推進員による調査活動により、生息状況を的確に把握し、野生生物の保護に努めます。
- 岐阜県版レッドデータブック（植物編）の改訂
  - ・開発事業者や一般県民への普及などを通じて野生生物の保護・保全を図ることを目的に、平成 13 年に作成した岐阜県版レッドデータブック（植物編）について、最新の知見と情報を取り入れ、改訂を行います。
- 野生生物保護団体等との協力体制の確保
  - ・国、市町村等の関係機関や野生生物保護団体との情報共有や協力体制づくりを進め、さらなる保護活動の推進に努めます。



ウシモツゴ（指定希少野生生物）



フクジュソウ（指定希少野生生物）

### (3) 外来生物の防除や野生鳥獣の保護・管理の推進

#### 現状と課題

- 外国から持ち込まれた外来生物によって、在来の野生生物の生態系が脅かされています。また、森林の手入れ不足や過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加により、野生鳥獣の生息環境は悪化しています。
- 外来生物のうち、生態系や人、農林水産業等へ被害を及ぼす、またはその恐れがある特定外来生物については、積極的に防除する必要があります。
- また、生息数が著しく増加し、農林業への被害が顕著な野生鳥獣や、減少により種の安定的な維持が危ぶまれている野生鳥獣については、個体数の調整や保護を図る必要があります。
- カワウによるアユ等の主要な漁獲対象魚に対する食害がみられます。本県のカワウの生息羽数は約1,700羽（県地球環境課調査）と、近年やや減少傾向にあるものの、隣接する滋賀県や愛知県には数万羽が生息しており、そこからの移動や飛来もあることから、継続的な駆逐、追い払いが必要です。

#### 具体的な施策

- 特定外来生物等の防除
  - ・アライグマやヌートリア等については、市町村において外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、これに基づき計画的な防除が実施されるよう、連携して取組みます。
  - ・オオキンケイギク等の植物については、生態系等に被害を及ぼす恐れがある場合は、種子の結実前に除去する等、効果的な防除に努めます。
  - ・オオバコ等、高山帯などへの侵入が進んでいる在来の低地性植物については、関係機関との連携を強化し、その防除を進めます。また、白山国立公園においては、自然公園法改正により創設された生態系維持回復事業を国等の関係機関と連携して推進します。
  - ・アルゼンチンアリやカミツキガメ等、人に被害を加えるおそれがある特定外来生物については、緊急に防除すべき特定外来生物として、関係機関と連携して緊急防除を行います。
- 特定鳥獣保護管理計画に基づく取組みの推進
  - ・イノシシやツキノワグマ等、著しく増加または減少している野生鳥獣については、その個体群の長期にわたる安定的な維持と、農林業への被害の軽減を図るため、その捕獲数の制限の緩和や狩猟期間の延長、あるいは捕獲の禁止・制限などにより、計画的な保護管理に努めます。併せて、狩猟者等、保護管理の担い手となる人材の育成・確保にも努めます。
- カワウ被害対策の実施
  - ・県内の漁業協同組合等と協力し、カワウの駆除を行います。

- ・ねぐらでは、コロニーへの移り変わりを防ぐために追い払いを実施するとともに、コロニーでは、巣内の卵への石けん水塗布を実施し、繁殖抑制を行います。



アライグマ (特定外来生物)



ヌートリア (特定外来生物)



## 2. 身近な自然環境の保全と再生

### 取組方針

本県の豊かな自然や、里地里山の有する森林や田園、河川など身近な水辺等の保全と再生に向けた取組みを進めることにより、そこに生息する生物の生息・生育環境を守り、健全な生態系の維持に努めます。

### (1) 身近な水辺の保全

#### 現状と課題

- ゴミの不法投棄や水質汚濁事故は、水辺の動植物の生態系に支障を及ぼす恐れがあることから、監視体制を確保する必要があります。
- 水環境を保全する大切さを理解し、自ら保全に取り組む活動が県内各地域で定着しつつあります。
- カエルやトンボ、ホタルなどが生息する自然環境に配慮した水路や、住民にうるおいと安らぎを与える親水施設、水辺の散策路などを地域の合意を得ながら整備しています。
- 公共事業の実施にあたっては、生態系の保全などに十分配慮する必要があります。また、コンクリート水路の整備などにより、水田と排水路のつながりが断たれ、生き物の遡上が困難となっています。このため、河川や水田の生き物の生育場所としての機能を取り戻すための取組みが必要です。
- また、堰のように河川を横断する工作物に設置される魚道は、土砂の堆積や流木等により上流側の閉塞等が発生し、魚類等の遡上・降下に支障を来しやすいため、魚道の機能を適切に維持する取組みが必要です。
- 豪雨等による倒木や森林の手入れ不足による荒廃に伴い、森林区域内から発生する土砂や流木により、良好な水辺環境が損なわれることもあり、対策を講じる必要があります。また、魚類が生息しやすい水辺環境を保全するために、地元自治体や森林所有者等の理解を得て、保安林制度を活用し、森林が適切に管理される必要があります。

#### 具体的な施策

- 岐阜県河川環境レンジャーの委嘱
  - ・身近な河川に異常があった場合、県に通報する役割を担う「河川環境レンジャー」（県下250名）を県民に委嘱し、県民協働による監視体制を維持します。
- 「清流の国ぎふ」の水辺の保全
  - ・県ホームページに掲載する水辺や名水などの情報をより充実させ、本県の素晴らしい水環境を広くPRします。
  - ・水辺で活動する団体と意見交換会を実施し、保全活動に対する技術的なアドバイスなどの支援を行います。
- 「ぎふ水土里のプロジェクト」の推進
  - ・農地や農業用水等の地域資源（水・土・里）を健全な姿で未来に繋げるため、その魅力や役割を知ってもらうとともに、県民による保全活動を支援します。
  - ・水田地域の生物多様性を確保するため、水田魚道の設置を推進します。
- 自然環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備
  - ・農業用排水路の整備にあたっては、地域の生き物調査を実施し、その地域で守るべき水生生物の生息環境に配慮した工法を住民と協働で計画し、実施します。
- 希少生物保全事業の実施

- ・希少生物や地域として保全が必要な生態系に配慮した工事を実施する場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援します。

○農村地域のビオトープ化の推進

- ・農村地域に広範に存在する、ため池や農業用排水路などを改修するにあたっては、メダカやホタル等、地域の在来種の生存状況に配慮します。

○治山事業を通じた水辺環境の保全

- ・豪雨により被災し、荒廃した溪流や溪畔林（水辺空間を含む）を治山事業により復旧します。また、土砂流出の発生源となる山腹崩壊地や荒廃森林の復旧整備を進め、良好な水辺環境の形成を図ります。

○新たな魚つき保安林の指定に向けた取組みの推進

- ・魚つき保安林の指定の目的や制度の内容について普及啓発を行うとともに、地元関係者との調整を進めるなど、魚つき保安林の拡大に努めます。

○自然の水辺復活プロジェクトの推進

- ・自然との共生に効果が認められる工法を岐阜県自然共生工法として認定し、その普及啓発に向けPRを行います。
- ・自然環境を保全するための人材を、岐阜県自然工法管理士として認定し、その活用を図ります。



魚つき保安林（関市）

- ・岐阜県自然共生工法研究会と共同で、シンポジウムや勉強会等を開催し、自然環境に配慮した社会基盤整備の推進に向け、普及啓発を行います。

○自然と共生した川づくりの推進

- ・河川整備において、自然と共生した川づくりを一層推進し、貴重な自然環境の保全、復元を図ります。

○自然環境に配慮した砂防事業の実施

- ・砂防えん堤については、可能な限り鋼製スリット型えん堤を用いることで動物や魚類の行動を遮断しない構造の施設の設置に努めるなど、自然環境に配慮した砂防事業を推進します。

○河川内の魚道の適切な維持管理

- ・魚道については、河川毎に年に1～2回程度、巡視点検を行うとともに、漁業関係者等と情報共有を図り、状態を把握します。また、必要に応じて土砂の除去や補修など、魚道の適切な維持管理を行います。



自然と共生した川づくり



河川魚道（郡上市 吉田川（島谷用水堰））

## (2) 里地里山の保全

### 現状と課題

- 農村地域においては、地域の生態系や景観などに配慮した生活環境の整備を進めていますが、地域住民が一体となって、その生活環境を保全していくことが期待されます。
- 里山林については、手入れが行き届かず放置されている事例もあります。本来、里山が有する生態系保全の機能を発揮させるため、その維持管理を進める必要があります。
- 松枯れやナラ枯れなど、病害虫等による森林被害の発生区域が拡大しています。その被害の拡大を防止するため、被害状況を的確に把握し、対策を講じる必要があります。
- また、農山村地域においては過疎化や高齢化により、農地や周辺環境の維持管理が困難な状況にあり、サルやイノシシなどの野生鳥獣との棲み分けができず、農作物への被害が深刻となっています。

### 具体的な施策

- 耕作放棄地の発生防止及び有効活用
  - ・中山間地域等を対象とした直接支払制度の活用や、基盤整備事業等の実施、農産物の販路拡大や加工による農家所得の向上により、耕作放棄地の発生防止に努めます。
  - ・地域ぐるみで行う農地再生運動の展開や、企業等との連携、市民農園等の新たな活用など、耕作放棄地の有効活用を促進します。
- 1 工事 1 配慮運動の実施
  - ・農業農村整備事業の工事を施工する際は、環境との調和に配慮した「1 工事 1 配慮運動」をより一層推進し、農村環境の保全に努めます。
- 地域住民による環境保全活動の取組みの推進
  - ・二次的な自然を形成するため池や、農業用排水路などの土地改良施設を地域住民が中心となって維持・管理を行うよう、体制を整備します。
- 里山の保全整備に関する情報共有
  - ・各地域・各団体で行われている里山保全に関する活動について、事例紹介や情報交換を行い、県下の里山整備の活動を一層推進します。
- 里山整備の指導者の知識や技術の向上
  - ・里山を保全し、活用するために策定した「里山整備の進め方」を技術的な指針として普及・活用し、里山の整備活動を推進します。
  - ・各圏域に設定した里山保全利用モデル地区において、それぞれの地域の実情にあった里山の保全利用活動を行い、地域住民が主体となった里山保全を進めます。
  - ・地域の里山整備活動の実施箇所において、整備方法についての研修を行い、指導者の知識や技術の向上を図ります。
- 森林被害防止対策の推進
  - ・空気が乾燥する時期を中心に「山火事予防運動」を展開し、森林パトロールや各種広報媒体による啓発活動を実施します。
  - ・森林被害を早期に発見し、状況に応じた防除対策を推進するとともに、森林被害状況調査を実施し、市町村が行う防除対策を支援します。
- 森林文化アカデミーにおける里山林に関する調査
  - ・里山林の保全のために、近年の緊急の課題であるナラ枯れ被害を調査します。
  - ・里山林の利用とその採算性の検討のために、手入れ不足のアカマツ林をマツタケ山として整備し、マツタケの発生量を調査します。
- 農作物への鳥獣被害防止対策の実施
  - ・鳥獣害対策相談員の専門能力の向上を図るなど指導体制の強化を図り、集落ぐるみで取り組む被

害対策を支援し、被害防護柵の効果的な設置やモンキーダッグの導入などを促進します。

- ・緩衝地帯の設置や、農作物・食品の残さ管理など、野生鳥獣が近づかない農村の環境づくりを進めていきます。



ナラ枯れ被害



里山整備活動



### 3. 自然とのふれあいの機会の充実

#### 取組方針

自然公園などの適正な維持管理に努めるとともに、本県の素晴らしい自然環境にふれあう機会の充実を図るため、環境や自然をキーワードにしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなどを推進し、自然と共生する社会づくりを進めます。

#### (1) 自然公園等の保全と利用

##### 現状と課題

- 自然公園内に、自然とのふれあいを目的とした登山道、園路、休憩舎等の施設を整備しています。今後も利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、施設の破損状況を調査するとともに、利用者のニーズを反映した再整備を進める必要があります。
- 豊かな自然と史跡を訪ねながら、心身の健康と安らぎを得るための長距離自然歩道を整備していますが、今後も安全に利用いただくため、わかりやすい標識の設置などに努める必要があります。
- 県内には、古くから湯治や保養などに利用されている温泉が多数あります。引き続き、貴重な自然資源であり、観光資源でもある温泉を保護し、適正な利用を図っていくことが必要です。

##### 具体的な施策

- 自然公園の保全
  - ・自然保護員による巡視等により、自然公園の保全を図ります。
  - ・多くの人を訪れる乗鞍地域の自然環境を保全するため、環境影響評価調査及び環境パトロール等を引き続き実施します。
- 自然公園の環境整備
  - ・自然公園の優れた景観を保全するとともに、利用者のニーズを把握し、高齢者や障がい者の方にも使い易い施設を整備します。
  - ・自然環境、景観、生物多様性の保全に配慮した施設整備を推進します。
  - ・木造施設の整備にあたっては、環境に配慮するとともに、地域材、間伐材を積極的に利用します。
- 長距離自然歩道の環境整備
  - ・長距離自然歩道の適正な維持管理のため、歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を地域住民と協力体制が得られる市町村へ管理委託します。
  - ・既存施設の破損状況を調査し、施設の更新を行う際には、誰もが使いやすい施設を整備します。
- 温泉の適正利用の推進
  - ・貴重な資源である温泉を保護するため、既存の温泉や環境への影響を配慮し、掘削や動力装置の設置が適正に行われるよう指導していきます。
  - ・温泉が安心して利用できるよう、事業者に対して、定期的な成分分析や適正な掲示の実施について指導します。



揖斐県立自然公園

## (2) 自然とのふれあいの機会の充実

### 現状と課題

- 本県の豊かな自然環境や農林漁業を活用したエコツーリズムやグリーン・ツーリズムの取組みが進められており、徐々に実施地域や参加者も増えています。また、受入地域では、地域の消費が拡大するという効果も現れています。
- 今後は、受入地域の施設や人材、体験プログラムの充実など、受入体制の整備を図り、地域の貴重な自然資源を有効に活用した取組みに発展させることが必要です。また、持続的な取組みとするためには、受入地域にとっても、地域が活性化され、地域経済に寄与する仕組みとすることが必要です。

### 具体的な施策

- エコツーリズムの推進
  - ・県内の豊かな自然や文化をより深く理解していただくために、地域の生態系を破壊することなく自然を観察・体験できるエコツーリズムを引き続き推進します。
- グリーン・ツーリズムの推進
  - ・魅力的な体験プログラムの開発や、企画運営ができるインストラクターの育成を進めるとともに、県グリーン・ツーリズム推進連絡会議の活動を活発化し、受入地域の充実を図り、県下全域へ波及するよう支援します。
- ぎふウェルネス・ツーリズムの推進
  - ・自然、エコ、食、温泉、健康、癒し、美容などを組み合わせた、地球にも人にもやさしい、本県ならではの新たな宿泊型の旅のスタイル「ぎふウェルネス・ツーリズム」を推進しPRします。



エコツーリズム（小坂の滝めぐり）



山村での野菜づくり体験

## 4. 環境に配慮した社会基盤の整備

### 取組方針

本県の豊かな自然環境を保全するため、開発事業の実施にあたっては、環境に配慮した社会基盤の整備を進める観点から、環境影響評価制度等の適正な運用に努めます。

### (1) 環境影響評価制度の運用

#### 現状と課題

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模開発事業については、「環境影響評価法」や「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、事業者が、あらかじめ環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果に基づき、環境保全に適切に配慮することとなっており、県ではこの制度の適正な運用に努めています。
- 環境影響評価の対象とならない規模の開発事業についても、一定規模以上のものについて、事業者は、「岐阜県自然環境保全条例」に基づく知事との自然環境保全協定の締結をしたり、岐阜県地域環境保全指針に基づき各環境配慮項目についての自己判定をすることとなっています。
- しかし、環境影響評価に係る情報公開が十分ではなく、また、評価を行う段階では既に事業の枠組が概ね決定されており、柔軟に事業の見直しを行うことが困難となっています。このため、国において「環境影響評価法」の改正作業が進められており、県においても、同様に「岐阜県環境影響評価条例」の改正を検討する必要があります。

#### 具体的な施策

- 環境影響評価制度等の適正な運用
  - ・引き続き、環境影響評価制度の適正な運用に努めます。
  - ・自然環境保全協定の締結を行うことにより、良好な自然の確保を図ります。
  - ・岐阜県地域環境保全指針による自己判定を事業者が適切に行うよう促します。
- 戦略的環境アセスメント（SEA）の導入
  - ・事業の検討段階において環境影響評価を実施する仕組みを検討します。
- 情報提供の仕組みの充実
  - ・事業者が方法書の段階から積極的に情報提供（説明会等の実施）することの義務化を検討します。
  - ・環境影響評価に関する各図書（方法書・準備書・評価書）について、電子縦覧手続きの導入を検討します。
- 事後調査結果の公表
  - ・事後調査結果を公表する仕組みを検討します。